

住民基本台帳ネットワークシステムを安全に運用するために

8月5日から運用が始まった住民基本台帳ネットワークシステムでは、住民の大切な個人情報を守るため、個人情報の保護は最も重要な課題です。個人情報保護のためのセキュリティ（安全性の保持）対策をお知らせします。

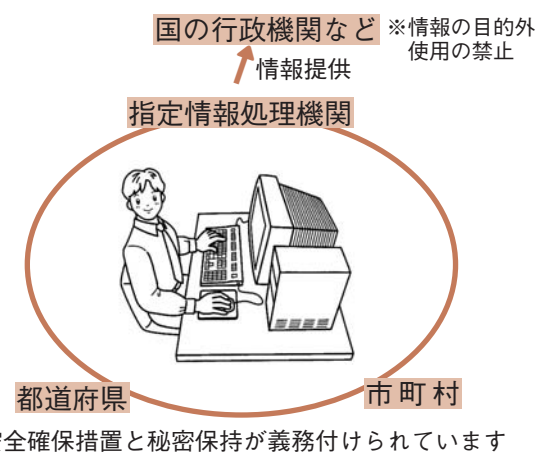
●制度面からの対策

- (1) ネットワークシステムに保有される情報は、法律で本人確認情報（①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤住民票コード ⑥①～⑤の変更年月日と変更理由）に限定されています。

- (2) 本人確認情報の提供を受ける行政機関と、利用できる事務処理の内容は、恩給支給などの給付事務や資格付与に関する事務など、法律で具体的に限定されています。情報を受けた行政機関は、その情報の目的外使用が禁止されています。

- (3) 民間での住民票コードの利用は禁止されています。

- (4) 指定情報処理機関（総務大臣から指定された本人確認情報の処理事務を行う機関）、都道府県、市町村の関係職員に安全確保措置と秘密保持を義務付け、秘密を漏らした場合は通常より



重い罰則規定が適用されます。

- (5) 指定情報処理機関は、本人確認情報の提供状況について、提供先・年月・件数・方法・報告書を作成し、公表しなければなりません。

- (6) 住民票コードは無作為の番号です。本人または法定代理人の申請でいつでも変更できます。

●技術面からの対策

外部からの侵入の防止

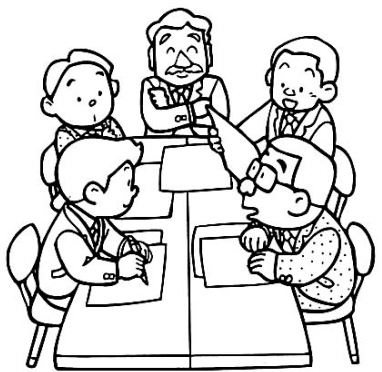
- ・ ネットワークには、安全性の高い専用回線を使用しています。
- ・ 不正侵入を防止する装置や侵入検知装置を設置しています。
- ・ 通信データを暗号化します。
- ・ 通信相手となるコンピュータの正当性を確認してから通信を行います。
- ・ 万一の場合は、ネットワークの運用を停止するなど、個人情報の保護を最優先します。

内部の不正利用の防止

- ・ 操作者用ICカードやパスワードによる厳重な確認をします。
- ・ システムの操作者ごとにネットワークシステムが保有するデータへの接続が制限されています。
- ・ 地方公共団体、指定情報処理機関、情報提供者を受ける国の行政機関などの関係者を対象に、セキュリティ研修会を実施しています。

●運用面からの対策

- (1) 指定情報処理機関では、第三者による「本人確認情報保護委員会」を設置して本人確認情報の保護について調査・審議し、必要に応じて指定情報処理機関に意見できるシステムをつくります。また、都道府県でも同様の審議会をつくります。



- (2) 住民基本台帳ネットワークシステムについての苦情に適切・迅速に対応します。

- (3) 佐世保市は、不測の事態にも速やかに対応できるように、内部の管理規定、緊急時対応計画を策定しました。

お尋ね 市役所戸籍年金課 (☎241111)

ごみの焼却やカーエアコンを廃棄するときは「注意ください」

●ごみの焼却はできません

- ・ 昨年4月1日から、次の場合を除いて廃棄物（ごみ）の焼却は禁止されました。
- ・ 廃棄物処理法の基準に従う場合
- ・ 公益上、社会の慣習上やむを得ない場合
- ・ 周辺地域の生活環境に与える影響が軽微と認められる場合

●廃棄物焼却炉の焼却基準が変わります

ことし12月1日から廃棄物処理法が一部改正されます。焼却炉の規模の大きさにかかわらず、焼却基準に適合しなければ廃棄物の焼却はできません。

焼却基準の内容

【焼却の方法】

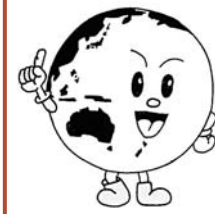
- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さない
- ・ 煙突の先端から火炎や黒煙を出さない
- ・ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させない

【焼却設備の構造】

- ・ 空気取り入れ口、煙突の先端以外に外気と接しない
- ・ 燃焼ガスの温度は八百度以上

- ・ 燃焼空気の通風ができる
- ・ 外気に触れないで、定量ずつ廃棄物を投入できる
- ・ 助燃装置、燃焼ガスの温度測定装置がある

お尋ね 市環境保全課 (☎241787)



佐世保駅周辺再開発地区 平成14年度分譲事業用地 第2回説明会

ことし2月の事業用地説明会で16事業用地の分譲方針を説明しましたが、平成14年度に分譲する事業用地について第2回説明会を下の日程で開催します。市民の皆さんもご参加ください。

とき 10月29日(火) 13時30分
 ところ アルカス SASEBO イベントホール
 内容 ・平成14年度に分譲する事業用地の公募に関する説明
 ・ポータルネッサンス21計画地(埋め立て地)の地区計画素案に関する説明



お尋ね 市役所企画調整課 (☎241111)

●フロン類の回収・破壊が義務付けられました

10月1日から自動車廃棄する場合は、カーエアコンの冷媒として使用されているフロン類を回収・破壊することが義務付けられました。



※自動車を廃棄する人は、フロン類の回収・破壊の費用を負担しなければなりません。手順は次のとおりです。

フロン類の回収・破壊の手順

「自動車フロン券」を購入してください。価格は二千五百八十円。郵便局または一部を除くコンビニエンスストアで販売します。

「第二種特定製品取引業者(自動車販売店など)へ自動車フロン券と廃棄する自動車を渡してください。」
 フロン類回収業者がフロン類を回収し、その後フロン類破壊業者が破壊します。

お尋ね 県環境政策課 (☎09558224721)